

全建労発第 67号
平成23年11月30日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼健一
(公印省略)

石綿等が吹き付けられた建築物等解体等工事における
集じん・排気装置の稼働の確認等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長により別添のとおり、労働者の石綿等の粉じんへのばく露を防止する観点から、石綿等が吹き付けられた建築物等解体等工事を実施する場合には下記により集じん・排気装置を有効に稼働させるよう周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等工事における集じん・排気装置の稼働の確認について周知いただきますようお願い申し上げます。

以 上